

香取市下水道事業法適用業務委託
公募型プロポーザル募集要領

平成29年度

香取市建設水道部下水道課

1 趣旨・目的

香取市が経営する公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）に地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）（以下「法」という。）を適用するにあたり、保有する固定資産（終末処理場、管路等）の調査及び評価、並びに法適化に向けた各種移行事務（以下「法適用業務」という。）について、民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用し、より効果的に実施できる契約の相手先を特定するため、公募型プロポーザル方式により選考を行うものである。

2 業務概要

（1）業務名

香取市下水道事業法適用業務

（2）業務の目的

香取市下水道事業における法の適用にあたり、当該事業の会計方式を公営企業会計方式へ移行するため、当該事業に係る法適用業務を行うことを目的とする。

1. 法適用日 平成 32 年 4 月 1 日
2. 法適用範囲 一部適用
3. 法適用対象事業 公共下水道事業及び農業集落排水事業

（3）委託業務の範囲

香取市下水道事業地方公営企業法適用業務仕様書（案）（以下、「仕様書」という。）による。なお、仕様書は、受注予定者を特定するための基本的な仕様について定めたものであり、契約締結の際は、更に詳細な内容について、特定された受注予定者と協議の上、定めるものとする。

（4）委託期間

契約締結日の翌日から平成 32 年 3 月 31 日まで

（5）提案上限額

77,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

ただし、平成 29 年度の支払限度額は 21,900,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）、平成 30 年度から平成 31 年度までの支払限度額は 55,600,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、各年度の支払額については、契約予定業者と別途協議する。

3 プロポーザルへの参加資格

本業務の企画提案に参加できるものは、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本業務の公告日前 6 か月以内に手形又は小切手を不渡りした者。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判

所からの再生手続開始決定がされていない者。

- (2) 本業務の公告日において、平成 28～29 年度香取市入札参加資格者名簿に登録されている者で、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年香取市告示第 113 号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年香取市告示第 149 号）に基づく入札参加除外措置を公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていない者であること。
- (3) 本業務の公告日において、平成 28～29 年度香取市入札参加資格者名簿に大分類「土木関係建設コンサルタント業務」、中分類「下水道」に登録されている者。
- (4) 過去 10 年間（平成 19 年～平成 28 年度）に、人口 8 万人程度以上かつ終末処理場を有する地方公共団体が発注した下水道事業等の法適用業務について、元請として完了した実績を有すること。
- (5) 次のアからウまでに掲げる技術者であって、それぞれ①から③までに掲げる要件に該当する者を、委託業務において配置することができること。なお、管理技術者及び担当技術者のうち 1 名以上は、公認会計士、税理士、又は日商簿記 2 級以上の資格を有し、3 年以上の会計実務経験を有すること。また、関係技術者は、空間情報総括管理技術者の資格を有することが望ましい。

ア 管理技術者

- ① 過去 10 年間（平成 19～28 年度）に、終末処理場を有する下水道事業を実施する地方公共団体（人口が 8 万人程度以上のものに限る。以下同じ。）が発注した法適用業務を完了した実績を有すること。なお、下水道事業法適用業務以外の実績は認めない。
- ② 法適用業務の実績のうち、少なくとも 1 件は新会計基準での実績を有していること。
- ③ 技術士（総合技術管理部門（上下水道/下水道））、技術士（上下水道部門（下水道））又は R C C M（下水道）若しくは公認会計士、税理士又は日商簿記 2 級以上で、かつ測量士補以上の資格を有すること。

イ 照査技術者

- ① 法適用業務を完了した実績を有すること。
- ② 技術士（総合技術管理部門（上下水道/下水道））、技術士（上下水道部門（下水道））又は R C C M（下水道）の資格を有すること。

ウ 担当技術者

- ① 過去 10 年間（平成 19～28 年度）に、終末処理場を有する下水道事業を実施する地方公共団体が発注した法適用業務を完了した実績を有すること。
 - ② 少なくとも 1 名は、技術士（総合技術管理部門（上下水道/下水道））、技術士（上下水道部門（下水道））又は R C C M（下水道）の資格を有すること。
 - ③ 主となるものは、法適用業務の実績のうち、少なくとも 1 件は新会計基準での実績を有していること。
- (6) 過去 10 年間（平成 19～28 年度）に、終末処理場を有する地方公共団体が発注した設備台帳システム導入について、元請として完了した実績を有すること。
 - (7) 地方公営企業法適用に関する専門的知識と経験を有する公認会計士有資格者を定め、

- その氏名その他必要な事項を発注者に通知できること。
- (8) 品質マネジメントの国際規格である ISO9001 の認証を取得していること。
 - (9) 日本工業規格 JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステムに適合し、個人情報について適切な保護措置を講じる体制を講じる体制を整備している事業者であることの認証（プライバシーマーク）及び情報セキュリティマネジメントの国際規格である ISO27001 又は JISQ27001 の認証を取得していること。
 - (10) 環境マネジメントの国際規格である ISO14001 の認証を取得していること。
 - (11) 仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者の指示に柔軟に対応できること。

4 プロポーザルに係るスケジュール（予定）

事項	期日等
公募案内の公表	平成 29 年 5 月 8 日（月）
第 1 次質問書受付	平成 29 年 5 月 8 日（月）～5 月 12 日（金）
既存資料閲覧	平成 29 年 5 月 10 日（水）～5 月 16 日（火）
第 1 次質問書の回答	平成 29 年 5 月 18 日（木）
参加申込書の提出期限	平成 29 年 5 月 22 日（月）
第 1 次審査結果通知	平成 29 年 5 月 29 日（月）
第 2 次質問書受付	平成 29 年 5 月 29 日（月）～6 月 2 日（金）
第 2 次質問書の回答	平成 29 年 6 月 7 日（水）
技術提案書の提出期限	平成 29 年 6 月 12 日（月）
プレゼンテーション審査	平成 29 年 6 月 22 日（木）
審査結果通知	平成 29 年 6 月 26 日（月） 予定
契約締結	平成 29 年 7 月上旬（予定）

5 募集要領等の交付方法

香取市ホームページ（<http://www.city.katori.lg.jp>）からダウンロードするものとする。

6 参加手続き

本業務の技術提案に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明するものとする。

- (1) 提出書類 参加申込書（様式 1）及び添付書類（様式 3～6）
- (2) 提出期限 平成 29 年 5 月 22 日（月）午後 5 時必着
- (3) 提出場所 香取市下水道課（佐原浄化センター 2 階）
- (4) 提出部数 9 部（押印が必要なものについては正本 1 部のみ押印。残りの 8 部は複写可とする。また、提出の際は、各 1 部ずつ A 4 サイズ（A 3 版折り込み可）のファイルとし、「参加申込書」を先頭に、以下「提案者概要書」、「法適用業務の実績書」、「業務実施体制書」、「配置予定技術者の経

歴・実績書」の順に綴ること。)

- (5) 提出方法 事務局あてに予め電話連絡のうえ持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。

7 技術提案書の提出者の選定（第1次審査）

本業務において技術提案書を提出することができる者の選定は、参加申込書の提出が5者を超えた場合については、香取市下水道事業地方公営企業法適用業務委託業者選定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞き、事務局において、本要領6の書類について審査し、評価の高い上位5者程度を選定する。ただし、5者以内の場合は、事務局が参加資格要件を確認し、審査会の委員長の了解を得て選定する。

また、提案者が1者の場合でも審査を行い、審査会が適切な事業者と判断した場合は、受注予定者として特定するものとする。ただし、プロポーザル提案者が1者の場合には、別に基準点を設けて、その基準点を下回るときは、受注予定者を特定しないものとする。なお、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

(1) 参加申込書の評価基準

(別紙)「評価基準表」のとおり

(2) 審査結果の通知

ア 上記審査の結果については、5月29日（月）までに応募者に電子メールで通知する。

イ 審査及び選定結果に係る問い合わせには応じない。

ウ 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることができない。

8 技術提案書の作成要領

第1次審査に合格した応募者は、次に定めるところにより技術提案書等を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類 技術提案申込書（様式2）及び添付書類（様式7及び任意様式）

技術提案書は20枚以内とする。

業務工程計画は3枚以内とする。

提案価格積算内訳書は各年度の提案価格がわかるように作成すること。

ただし、各年度で可分であること。

(2) 提出期限 平成29年6月12日（月）午後5時必着

(3) 提出場所 香取市下水道課（佐原浄化センター2階）

(4) 提出部数 9部（押印が必要なものについては正本1部のみ押印。残りの8部は複写可とする。また、提出の際は、各1部ずつA4サイズ（A3版折り込みも可）のファイルとし、「技術提案申込書」を先頭に、以下「技術提案書」、「業務工程計画」、「提案価格書」、「提案価格積算内訳書」の順に綴ること。）

(5) 提出方法 事務局あてに予め電話連絡のうえ持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。

(6) 提案内容 仕様書に基づき、次に掲げる事項について提案を行うこと。なお、技術提

案書等の作成にあたっては「香取市下水道事業公営企業法適用基本計画書（平成29年3月策定）」を踏まえること。

- ア 委託業務に関する基本的な考え方について
- イ 委託業務の実施体制について
- ウ 委託業務のスケジュールについて（業務は年度ごとに可分すること）
- エ 資産調査及び資産評価（特に不明資産、受贈資産の取扱い）について
- オ 資産管理方法について
- カ 仕様書第58条に規定する成果品の様式及び納品年度（成果品は年度ごとに可分すること）
- キ 移行支援業務計画について
- ク 職員研修会の開催方法について
- ケ 設備台帳システムについて
- コ その他追加提案等

（7）特記事項

- ア 本要領7（2）による「第2次審査参加資格者」のみが技術提案申込書を提出できる。
- イ 技術提案申込書の提出時に、追加資料の提出を求めることがある。なお、当該追加資料の提出期限は香取市の指定した日とする。
- ウ 提出された書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、組織変更等があった場合における委託業務の処理体制の変更については、この限りではない。
- エ 略語及び専門用語には注釈をつける等、わかりやすい文章とすること。
- オ 技術提案申込書の内容は、提案者が責任をもって履行することができる内容とすること。
- カ 仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載すること。この場合において、当該事項に係る経費は、提案価格に含めること。
- キ 提案価格書の額が、提案上限額を超える場合は失格とする。

9 既存資料の閲覧

技術提案書等の作成にあたり、本業務に必要と思われる既存資料を閲覧することができる。

平成29年5月10日（水）～5月16日（火）

ただし、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）

閲覧場所は、香取市浄化センター2階下水道課とする。

閲覧に来庁する者は3人以内とする。

事前に問合せ先へ電話にて問い合わせ、閲覧希望資料を電子メールにて提出すること。

10 本件に関する質問及び回答の方法

本件に関する質問は、電子メール（着信を確認すること。）によるものとする。

ただし、参加申込書及び技術提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(1) 第1次（参加申込書に関する質問）

- ア 提出様式 質問書（様式8）による。
- イ 提出期限 平成29年5月12日（金）午後5時必着
- ウ 回答日 平成29年5月18日（木）
- エ 回答方法 本市ホームページに掲載する。

(2) 第2次（技術提案申込書に関する質問）

- ア 提出様式 質問書（様式8）による。
- イ 提出期限 平成29年6月2日（金）午後5時必着
- ウ 回答日 平成29年6月7日（水）
- エ 回答方法 本市ホームページに掲載する。

11 技術提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング（第2次審査）

次により技術提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 平成29年6月22日（木）にプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。なお、時刻及び会場は、別途電子メール等で通知する。
- (2) プレゼンテーション出席者は、5人以内とし、本プロポーザルを担当する管理技術者は必ず出席させること。
- (3) プレゼンテーションは1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は基本的に40分以内とし、その配分は概ね次のとおりとする。
（準備：5分、説明：約20分、質疑応答：約10分、片付け：5分）
- (4) 説明時は、プロジェクターの使用を可とし、その場合はパソコン、データ及びUSBケーブル等を持参すること。なおプロジェクター（EPSON EB-1945Wを予定）、スクリーンは事務局で用意する。
- (5) 説明は、参加申込書の添付書類（第1次審査時の提出資料）及び技術提案申込書の添付書類（第2次審査時の提出書類）に記載された内容に限るものとし、説明資料の追加は、認めない。
- (6) 欠席した場合は失格とする。ただし、交通機関等の事故等、真にやむを得ない理由が生じた場合は、速やかに事務局に電話連絡し、その指示に従うこと。
- (7) 技術提案に係るプレゼンテーション等に関するものの他、業務全般に関する総合的な質疑を行う。

12 技術提案書等の評価

第2次審査の評価項目及び基準は、別紙「評価基準表」による。

13 受注予定者の特定

審査会において、1次審査項目について、あらためて評価を実施するとともに、技術提案書の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査及び評価を行い、最高得点を獲得した応募者を選定し、業務の受注予定者として特定する。

なお、最高得点者が複数となった場合は、項目ごとに比較し、「技術提案書」に係るプレ

ゼンテーション等の内容、「業務実績」の順で、高い者を選定する。「技術提案書」「業務実績」とも同点の場合は、上位2者による再評価を行う。

14 審査結果の通知・公表

(1) 上記審査結果については、第2次審査対象者に電子メールで通知するとともに、業務の受注予定者を香取市ホームページで公表する。

(2) 審査及び特定結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。

(3) 応募者は、審査・特定結果に対する異議を申し立てることはできない。

15 契約協議及び契約

上記14により特定された受注予定者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約を行うものとする。

なお、協議が整わない場合、香取市は第2次審査において、評価により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

16 その他

(1) 提出された参加申込書及び技術提案書は、返却しない。

(2) 参加申込書及び業務提案書の提出後、応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、失格とする。

ア 虚偽の内容を記載した場合

イ 複数の参加申込書及び業務提案書を提出した者

ウ その他、審査会が不相当と認める場合

(4) 香取市は、提出された技術提案書を、提案者に無断で2次的に使用しない。ただし、本件に係る情報公開請求があったときは、香取市情報公開条例の規定に基づき開示する。

17 問い合わせ及び各書類の提出先

事務局：香取市建設水道部下水道課

〒287-0003

千葉県香取市佐原イ 3746-1（佐原浄化センター内）

電話番号 0478-54-3521（直通）

FAX 番号 0478-54-3522

電子メール gesui@city.katori.lg.jp